

審査支払機関における改革とその取り組みについて

一般財団法人 医療保険業務研究協会

1. 背景・目的

平成 27 年の規制改革会議（健康・医療 WG）の議論に端を発する支払基金改革において、平成 29 年 7 月には「支払基金業務効率化・高度化計画」（厚生労働省（以下「厚労省」）・社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」））及び平成 29 年 10 月には「国保審査業務充実・高度化基本計画」（国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）・国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」））が策定され、その後は規制改革推進会議のフォローアップ対象としても改革の進捗管理が行われ、着実に改革が進められてきた。

また、令和元年 5 月には、社会保険診療報酬支払基金法（以下「支払基金法」）の改正を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、支払基金においては、各都道府県の支部を廃止し、支部が有する権限を本部に集約するとともに、令和 4 年 10 月にはレセプト点検事務業務の実施場所を審査事務センターに集約することとされた。

その後、「審査支払機関改革における今後の取組」（令和 2 年 3 月）及び「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月）に基づき、令和 2 年 9 月から厚労省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」が開催され、令和 3 年 3 月 29 日に報告書と改革工程表が公表された。

「審査支払機能の在り方に関する検討会」では、支払基金と国保連合会の各都道府県の審査基準の統一に向け、令和 2 年 10 月までに各機関で重複や整合性の整理を行い、令和 4 年 4 月までに検討を一巡させることが明記され、加えて支払基金と国保中央会・国保連合会で整合的なコンピュータチェックを実現するため、国保連合会の外付けシステムによるコンピュータチェックは国保総合システムに取り込むか廃止し、両機関のコンピュータチェックの全国統一を行うこととされたところである。

令和 4 年 10 月に支払基金の組織の実態を大きく変える改革である審査事務集約が実施され、「審査事務センター・分室」という電子レセプトの審査事務の集約拠点と、「審査委員会事務局」という各都道府県の審査委員会の審査補助を担う拠点到に再編する組織改革が行われた。

こうした大きな組織改革の実施をスタートとして、今後も ICT を活用した審査事務の効率化・高度化と審査結果の不合理な差異の解消という改革の目的の確実な実現が求められているところである。

一方、データヘルス事業についても、その基盤となるオンライン資格確認については、令和 5 年 4 月に原則義務化、令和 6 年 12 月に健康保険証の新規発行が廃止となった。このことを見据え、令和 5 年 1 月に電子処方箋管理サービスの運用が始められており、令和 5 年度においてもデータヘルス・ポータルサイトの運用、NDB（National Database）のオ

ンサイトセンターの設置などデータヘルスの基盤を担う専門機関としての取組みと新たな付加価値を生み出す事業の展開に取り組んでいる。

また、さらに医療 DX については、令和 5 年 6 月に総理大臣が本部長である医療 DX 推進本部から医療 DX の工程表が示され、その中で支払基金を医療 DX に関連するシステムの開発・運用主体として抜本的に改組するとされている。具体的には、診療報酬の共通算定モジュールの開発、電子カルテ情報共有サービスを核とする全国医療情報ネットワークについても審査支払機関である支払基金が中心となって開発していくことが求められることとなる。

本調査研究の目的は、今後も継続した改革が審査支払機関に求められていることから、第三者の視点で今回の審査支払機関の大改革とその取組みを文献としてまとめ、今後進められていく医療 DX も含めた審査支払機関としての新たな課題に対し、取り組むべき指針となることを目指すものである。

2. 調査研究の内容

- ① 規制改革会議の動向とその背景
- ② 関係者の動向
- ③ 審査支払機関の対応
- ④ 審査支払機関の改革に関わった者へのインタビュー

3. 調査研究の方法

公表されている規制改革会議、厚労省の検討会資料、審査支払機関の計画書等の資料から審査支払機関改革の全体像を取りまとめるとともに、改革に関わった者へのインタビューにより、改革の背景と各関係機関における内部での議論なども情報収集した上で、審査支払機関に求められた改革とその取組みの全容を明らかにする。

第 1 章 支払基金改革の背景

令和 3 年から令和 4 年にかけて実施された支払基金改革の議論については、改革実施のはるか前、平成 27 年頃から議論が進められてきた。支払基金改革への道のりは平坦なものではなく、各ステークホルダーの意見や要望を最大限に反映しつつ、時間をかけて進めてきたものである。

第 1 章では、具体的に支払基金改革に着手する前段階の議論について整理し、「支払基金改革」像の構築や、各ステークホルダーの意見の集約、調整等について時系列にまとめることとする。

第 2 章 支払基金改革までの経緯

第 1 章の第 2 節で述べたように、平成 29 年 1 月 12 日に公表された「データヘルス時

代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会・報告書」において、支払基金改革（支払基金の在り方）について一定の方向性を得ることとなった。併せて、同章第1節で述べた平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、支払基金改革を巡る議論の一定の結論を得たと言える。

これらの決定を経て、支払基金及び厚労省における支払基金改革に向けた動きはさらに活発になり、平成29年から支払基金改革を成し遂げるまでの数年間は、激動の年を迎えることとなる。

第2章では、その激動の年とされる平成29年度から令和2年度までについて、年度ごとに経緯をまとめ、支払基金改革までの足跡をたどることとする。

第3章 改革実施への支払基金の具体的な取組み

第1章及び第2章では、平成27年度から始まる支払基金改革への長い道のりについて述べてきた。道のりは決して平坦なものではなく、改革に向けた関係者の不断の努力によって着実に歩を進めてきたものである。関係者の努力については述べてきた通りであるが、そのような努力が令和2年3月31日の審査事務集約化計画工程表の公表として結実し、支払基金改革の本番である令和3年度、令和4年度を迎えることとなる。

審査事務集約化計画工程表には、支払基金改革の目的として「ICTの最大限の活用による審査事務の効率化・高度化の推進」と「審査結果の不合理な差異解消の取組み」が掲げられており、主に前者を実現するための審査支払新システムの稼働（令和3年9月実施）と主に後者を実現するための審査事務集約（令和4年10月実施）について具体的なロードマップが示されたことになる。

本章では、支払基金の核となる審査支払新システムの稼働と審査事務集約について、それぞれの概要と具体的な取組みをまとめ、支払基金創立以来の大改革の全容を明らかにしていく。

第4章 改革後の安定稼働の実現

令和4年10月の審査事務集約から2年半を経て、審査事務集約化計画工程表で示した職員の定員削減と審査支払業務経費の削減を達成する一方で、審査実績は各段に向上するとともに、審査の不合理な差異解消も着実に進みつつある。